

I いじめ問題に関する基本的な考え

1. いじめとは

いじめは、形式的・表面的にとらえるのではなく、以下のような状況を、いじめられた児童生徒の立場に立って(気持ちを重視)理解する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月施行)より

2. 基本認識

- ① いじめを未然に防ぐ姿勢が何よりも大切であること。
- ② いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害に当たること。
- ③ いじめは、教師の児童観や人間性および指導の在り方が問われる問題であり、教師の日頃の言動が児童生徒に与える影響が大きいことを教師自身が自覚すること。
- ④ いじめは、学校・家庭・関係諸機関等が一体となって取り組むことが必要な問題であり、学校内はもちろん、保護者及び教育委員会等の関係諸機関と適切な連携を図り、誠意をもって対応することが必要であること。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。
- ⑥ いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ること。
- ⑦ いじめを把握した場合は、即座に「いじめ防止対策委員会」に報告すること。
⇒報告せず、抱え込むことは、法23条第1項に違反することになる。

3. 本校の基本的ないじめ防止への姿勢

(1) いじめを未然防止する

- ①魅力ある学校づくり(多様な児童が生きる学習環境づくり)
- ②互いを尊重する=人間として対等にふれあう体験のよさの実感
- ③自己有用感の醸成=円滑な人間関係・集団への所属意識を高める
- ④道徳授業の充実(多面的・多角的な見方や自己を見つめる)
- ⑤善悪の判断・正義感・思いやり

(2) 早期発見のための措置

- ①いつでも、児童が話しやすい職員と相談できるような関係性を築いておく。
- ②相談週間など、児童と担任が話をする時間をとり、相談があった場合は即対応する。
- ③なかよしアンケートを活用し、記述について担任等と話をする。

(3) 相談体制「いじめ防止対策委員会」

<いじめ防止対策委員会の動き>

- ①児童から担任等に相談があった場合、すぐに委員会を開催し、組織的に対応する。
- ②いじめられた児童への支援
 - ・親しい友人や教員、家族などと寄り添える体制を確保し、徹底的に守り通す。
- ③いじめた児童への指導
 - ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、絶対に許されない行為であると指導する。
 - ・自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・自らに不満やストレスがあっても、言葉で関わり、いじめに向かわない力を育む。<ひどいいじめをした場合は、警察に通報し、更生を図る。>
- ④いじめを見ていた児童生徒に対して
 - ・自分の問題としてとらえさせる。
 - ・いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ⑤保護者との連携
 - いじめが確認されたら即日、いじめられた児童、いじめた児童双方の家庭と連絡をとり、家庭訪問や来校してもらおう等をする。今後の学校との連携方法について話し合う。
- ⑥いじめについて確認した結果を、すみやかに「育ちあいちの」に報告

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策（いじめ防止対策推進法19条）

⇒書き込みがあったらいつでも児童や保護者から報告を受け、対応する。

<ネット上でいじめに関わる書き込み等が見つかった場合>

- ①「育ちあいちの」に報告
 - ・書き込みの削除
 - ・加害者の特定
(加害者やその家族あるいはプロバイダーによる速やかな削除)
- ②書き込みをされた児童への配慮
- ③書き込みをした児童への指導（重大な人権問題であることを自覚させる）

湖東小学校 <いじめ指導の5原則>

- ①いじめは、人権を侵害する行為で、絶対に認めない。
いじめは卑劣な行為で絶対に許されない。児童の気持ちや悩みを受けとめるが、「いじめは絶対に許されないこと」と毅然とした態度で臨む。
- ②いじめられている人を徹底的に守り通す。
いじめられる側の受け止め方を大切にする。
- ③第三者はいじめをしていることと同義
「見ているだけ」「関係ない」と傍観せず、勇気を持って大人にいじめを報告する。止める。一人では無理でも、複数で行動に移すこともできることを認識する。
- ④人権教育の徹底と人権感覚の育成を図る。
相手を尊重することが基盤となる。
- ⑤いじめられた児童を絶対に孤立させない。
児童の理解者（友達、職員、保護者など周囲の人）が「命」を守ることができる。

II いじめを未然に防ぐために

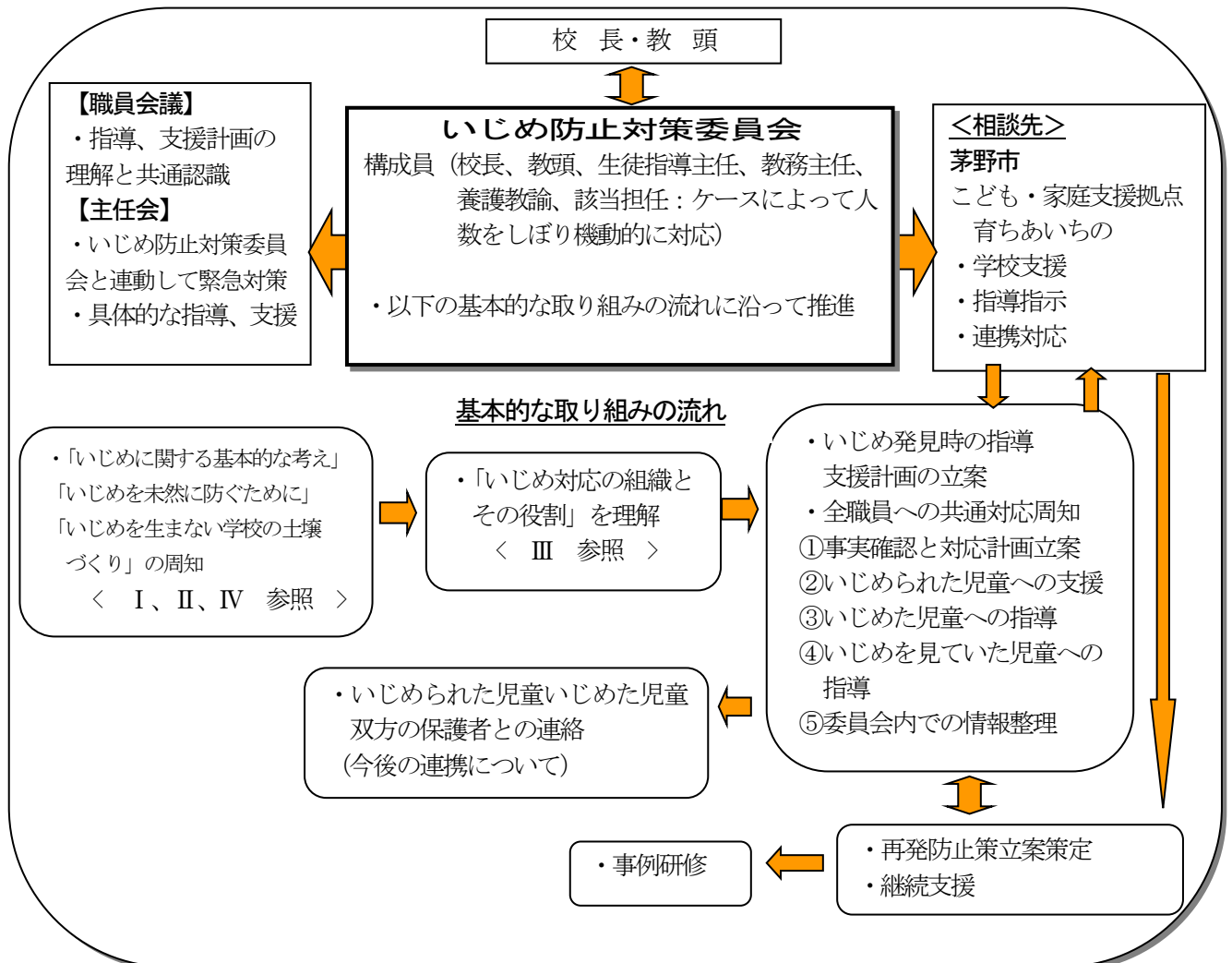
1. ポイント

- ① いじめのサインは、いじめられている側からも、また、いじている側からも出ている。
- ② どんな小さなことでも、「おやつ」と思ったら、必ず声をだして伝え合う。
- ③ いじめのサインは見えにくい。たくさんの眼で、生活のあらゆる場面を見つめていく。
- ④ 子どもの訴えは、決して軽微なものとしてとらえず、真摯に受け止めて十分聞き取る。

2. 早期発見に結びつく場面

- (1) 本人や保護者、周囲の者からの訴え・悩みの受け止めの中から（教師の使命・本業）
- (2) 日記や会話、交遊状況、表情や言動、遊びや学習への取り組み、変わった点、ストレスへの配慮や気づきの中から
- (3) 学校職員（養護教諭、事務職員、図書館司書、支援員、用務員、調理員、学童クラブ職員も含め）からの聞き取り
- (4) 児童や担任・職員等が談話できる時間帯や相談日を日課や週・月暦に位置付ける。
- (5) 「なかよしアンケート」を毎月実施し、子どもが抱えるいじめや人間関係の悩みについて教師が早めに聴き取りを行う。
- (6) 保護者との会話を大切にし、子どものよりよい姿を目指し、ともに考え合う。

III いじめ対応の組織とその役割



IV いじめを生まない学校の土壌づくり

校内研修の充実

- 生徒指導係、研修係の連携で
- いじめ問題の基本的な考え方の共通認識
- カウンセリングマインド習得のための研修
- 事例研究を通じた研修の継続（演習的手法により）
- 教師の人権感覚向上をめざした研修（言動の自己評価、改善への具体策など）

教育相談の充実

- 相談の最大の窓口は担任（子どもと話す習慣の位置づけ）
- 校内相談体制の充実（いじめ防止対策委員会）
- 学校の相談体制の児童保護者への具体的な説明（年度当初に文書を持って通知）
- 対外的な相談窓口の紹介
- 個々課題にかかわる小委員会の開催と、共通認識を持った指導

学級経営の充実

- 児童一人一人の心の理解（すべての生活場面から、背景に留意）
- 人間関係を育てる構成的グループ・エンカウンターを導入
- 個の違いを個性として認める。
- 児童や保護者からの要望を真摯に受け、誠意を持って応える。
- 自信とやる気を引き出す授業をめざす。
- 集団としての規範意識を育てる。

楽しい仲間・明るい学級

- 豊かな人間関係
 - 何でも言えて、何でも聞いてもらえる。できないこと、分からないこと、失敗したことなど、みんなで一緒に乗り越えられる。決して一人でない。
- 共通目標に向かう集団の力
 - みんなが夢中になり、楽しく取り組めるスモール・ビックなステップ目標
- 共通の生活習慣、規範意識づくり
 - みんなで生活を見つめ、相談し、決めてみんなで守る。みんなで評価する。
- 自他の考えが練り上げられ、高みに向かう学びがいがあって楽しい学習
- 一人一人が大切にされ、一緒にいることそのものが楽しい学級

保護者との連携強化

- 情報交換の継続と相互理解の推進（家庭訪問、電話、連絡帳、通信）

人権教育の充実

- 規範意識を確立する道徳教育の充実（善悪の判断、生命の尊重、正義感や思いやりなどの価値にふれる）
- 学級活動を通じた生活の振り返り（日常生活内での人権課題や育成課題への取り組み、いじめや意地悪の事例紹介や体験記を読むなど）
- 自己有用感や他者理解を深める活動の充実
- 交流の共通体験を通じた自他の理解（姉妹学級交流、福祉交流、地域交流・社会交流等）
- 校長講話（ふれあい、思いやり、仲よく生きる知恵など）

命の教育の充実

- 生命あるものの命の実感を（植物や野菜の栽培、動物の飼育、花壇作りやその世話、生態観察など）
- 自分以外の人から生き方を学ぶ（地域のご老人からこれまでの人生経験や戦争体験等を聞く、地域の人材から専門的なことを学ぶ）
- 校長講話（命への畏敬の念、歴史や偉人に学ぶなど）
- 読書会や図書・ニュースなどの情報紹介、など

人間関係を育む諸活動の充実

- 生活科や総合など体験活動での多様な児童の活躍の場をつくる。
- 異年齢集団の活動（姉妹学年交流）
- 交流体験（保育園との交流、地域の方との交流、学級や学年を越えた活動）
- 奉仕活動の積極導入（してもらう側〈受身〉から、自らがする側〈能動〉へ）
- P T A活動や地域活動への協働参画（P T A親子作業）
- 児童会による交流（たて割り班活動や全校での遊び）

自己有用感の醸成